

自然災害時・交通機関が乱れている場合の対応について（令和元年9月改訂）

交通機関が自然災害による警報（①大雨②洪水③暴風④暴風雪⑤大雪）や事故・ストライキなどにより、不通や混乱が生じている場合の取扱いを次のように定める。なお、不通や混乱は、広範囲に、長時間に及ぶものを対象とし、局地的な不通や一時的な混乱は該当しない。

- （1）「警報」（①大雨②洪水③暴風④暴風雪⑤大雪）が発令された場合
多摩地域（北部・南部・西部）の全域で「警報」（①大雨②洪水③暴風④暴風雪⑤大雪のいずれか）が発令されている場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。

「警報」が解除された場合については、以下の措置を取る。

- ① 午前6時までに解除となった場合、平常通りの授業開始とする。
- ② 午前8時までに解除となった場合、3時間目の授業から開始とする。
- ③ 午前10時までに解除となった場合、5時間目の授業から開始とする。
- ④ 午前10時までに解除されない場合、一日自宅学習とする。

- （2）JR中央線・南武線両方とも不通で運行していない場合

- ① 午前6時に両線が不通である場合、午前8時まで自宅待機とする。
- ① 午前8時までに運行している場合、3時間目の授業から開始とする。
- ② 午前10時の時点までに運行している場合、5時間目の授業から開始とする。

- （3）その他（JR中央線・南武線以外）の電車やバスが運行していない場合

- ① 平常授業とする。
- ② 不通となっている交通機関を利用しなければ登校できない場合は、上記の規定（JR中央線・南武線）に準じて行動し、登校後に担任に申し出て承認を受ける。
- ③ 他の交通機関を利用したため遅刻となった場合は、登校後に担任に申し出て承認を受ける。
- ④ 担任の承認を受けたものは、出席扱いとする。

- （4）JR中央線・南武線等に計画運休が予定されている場合
メール配信等を利用して、連絡する。